

住基ネットについてのお知らせ

杉並区は「将来の全員参加を前提にした、段階的参加方式」である、いわゆる「横浜方式」により住基ネットに参加することにしました。当面、住基ネットに参加したくないという方は、「非通知の申出」をしていただきますが、それ以外の方は、申出の必要はありません。「非通知の申出」をするかどうか、この資料を良く読んで判断してください。

- | | |
|---------|------------------|
| 1 ページ | 杉並区の住基ネットへの対応 |
| 2、3 ページ | 本人確認情報非通知申出書について |
| 4 ページ | 住基ネットについて |

杉並区の住基ネットへの対応

- 平成14年 8月1日 住基ネットへの不参加を発表。
- 平成14年 8月2日 準備段階で送信した杉並区分の本人確認情報の消去を都へ依頼。
- 平成14年 8月5日 住基ネット第1次稼働。都へデータ送信を見合わせ。
- 平成15年 6月4日 住基ネットへ「横浜方式」での参加を決定。
- 平成15年 6月25日 都へ協議の申し入れ。
- 平成15年 8月25日 住基ネット参加準備開始を発表。

平成15年 5月23日に、住基ネット稼働の前提条件である個人情報保護5法が成立しました。プライバシー保護という観点からみて、十分な安全性が確保されたかどうかは評価の分かれるところですが、これにより自治体に住基ネットへの参加の法的義務が生じました。

そこで区は、本年 6月、国も認めて横浜市で実施されている方式、「将来の全員参加を前提とし、希望する区民の本人確認情報を送付しない、いわゆる横浜方式」で住基ネットに参加することを決定しました。

国や都は、この方式での杉並区の参加について、現時点では認めていませんが、区は、「横浜方式」で参加する準備として、全区民に対し住民票コードを通知すると共に、不参加を希望する区民の方から本人確認情報の「非通知の申出」を受付けることとしました。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

長野県の実験で、「住基ネットへの侵入が可能だった」との報道がありました。報道が事実とすれば、個人情報保護の観点から大きな問題です。実験結果の詳細が発表された時点で、区は「住基プライバシー条例」に基づく必要な調査を行い、あらためて接続するか否かの検討を行います。

なお、段階的参加方式、いわゆる「横浜方式」での杉並区の住基ネットへの参加については、現在は国・都と協議中です。協議が整うまでは、不参加の状態が続きます。

住基ネットの本人確認情報「非通知」の申出を受け付けします

◎本人確認情報「非通知」の申出について

杉並区では、区民の皆様のプライバシーを守る立場から、ご自分の本人確認情報について、東京都への送信を希望しない方について「非通知」の申出を受け付けします。(手続きは下記の受付期間、申出方法を参照ください。)非通知の申出以降の本人確認情報は、東京都へ送信されません。

ただし、この措置は、住基ネットの安全性が総合的に確認されるまでの当面の措置です。安全性が確認できた時点で、すべての区民の皆様の本人確認情報を東京都へ送信します。

なお、皆様が申出された「非通知」に関する情報は、今回の措置期間が終了した後、すべて消去します。

◎受付期間【非通知申出の受付は、今回だけです。】

平成15年10月21日(火)から平成15年11月28日(金)まで

この期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。郵送の場合は、平成15年11月28日の消印のものまで有効とします。ただし、すでに杉並区以外へ転出された方は、今回の申出はできません。

◎申出方法

同封の本人確認情報非通知申出書(以下「非通知申出書」という。)の④欄を記入のうえ、本人確認資料(運転免許証、健康保険証など)を提示して区役所または区民事務所、分室、駅前事務所に申出てください。(受付窓口・時間は非通知申出書の裏面に記載してあります。)

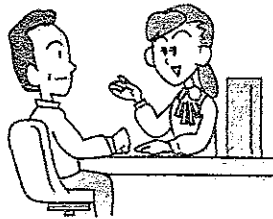
申出は、原則本人が行ってください。ただし、15歳未満の方または本人が申出ることが困難な方については、同一世帯員(準ずる人を含む)が申出ることができます。(この場合は、⑤欄に代理申出者の氏名等を記入し、代理申出者の本人確認資料を持参してください。)

窓口での申出は大変混み合うことが予想されます。窓口にお越しいただくお時間のない方は、郵送でも受付できますのでご利用ください。(平成15年11月28日消印有効)

郵送の場合は、非通知申出書に必要事項を記入のうえ、**本人確認資料のコピーを同封し、杉並区役所住基ネット担当**へ送付してください。本人確認資料は、**受付確認後、適切に廃棄**します。本人確認資料の返送を希望される方は、必ず返信用封筒(返送する宛先を記入し、80円切手を貼付したもの)を同封してください。返信用封筒の同封が無い場合は、適切に廃棄します。

◎受付場所

区役所または区民事務所、分室、駅前事務所まで。所在地、電話番号、受付時間については、非通知申出書の裏面を参照してください。



◎郵送先

〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所 住基ネット担当



本人確認情報の「非通知」を申出をした場合としない場合の相違点(接続後)

項目	申出をした場合	申出しない場合
都へ本人確認情報のデータ送信	送信しない	送信する
住民票の写しの交付	交付できる	交付できる
法律で定められた事務での住民票の写しの添付を省略(注)	省略できない	省略できる
他市区町村での住民票の写しの交付	交付できない	交付できる
住基カードの交付	交付できない	交付できる
転入転出手続きの一部簡素化	できない	住基カードがあればできる

注 バスポート交付申請時、その他資格を取得する際の住民票の添付の省略など

手続きの流れ

本人確認情報の「非通知」を申出るかを選択

非通知の申出

申出なし

10月21日～11月28日

区役所または区民事務所、分室、
駅前事務所へ。
窓口または郵送で申出。
運転免許証、健康保険証などを持
参。郵送の場合はコピーを同封。

準備が整った時

本人確認情報を東京都へ送信開始

住基ネットの安全性が総合的
に確認された時
本人確認情報を東京都へ送信開始

住基ネットの利用

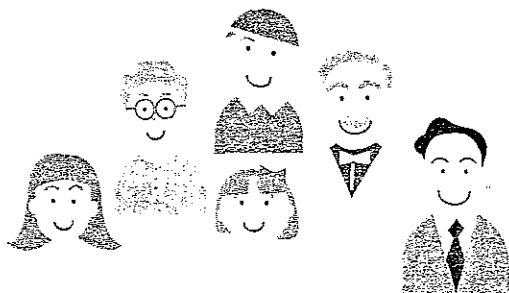
住基ネットの利用

※「住基ネットの利用」は、国や都が「横浜方式」での杉並区の参加を認めることが前提になります。

◎住民票コード通知票について

同封の住民票コード通知票は、平成15年10月6日の住民基本台帳に記録されているデータに基づき作成しています。この日以降に住民票に変更があった場合、その内容は反映されていません。

行き違いがありました場合はご容赦ください。



◎お問合せ先

住基ネット専用電話(平成15年11月28日まで)

電話 **3318-1651**

月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00
または区民事務所、分室、駅前事務所まで

住基ネットについて

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)とは

全国の市区町村と都道府県、指定情報処理機関のコンピュータを専用の通信回線で結び、住民票コードを基に市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うシステムです。本人確認情報とは、氏名、性別、生年月日、住所、住民票コードとこれらの変更情報を指します。

住基ネットにより、次のようなサービスが行われます

- ※ これらのサービスが受けられるようになるのは、住基ネットへの接続が完了してからとなります。杉並区が住基ネットへ接続する時期は今のところ未定です。今後、接続時期が決まり次第「広報すぎなみ」等でご案内します。

届出や申請の際に住民票の写しの添付が省略

国などの行政機関が、本人確認情報を利用し、恩給の給付や各種資格の申請などの際に住民票の写しの添付が順次いらなくなります。

住民票の写しの広域交付

全国どこの市区町村でも、本人または本人と同一世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになるサービスです。本籍等の表示のある住民票の写しの交付は受けられません。手続きには、住民基本台帳カード、運転免許証などの提示が必要です。

転入転出手続きの一部簡素化

転出のときに、一定の事項を記入した転出届を転出する市区町村に郵送すれば、転出証明書の交付を受けなくても、転入先の市区町村の窓口に行って転入届を出すだけで転入手続きが済むようになるサービスです。住民基本台帳カードが必要です。

住民基本台帳カードの交付

本人の希望により、有料で住民基本台帳カード(ICカード)を交付するサービスです。

カードは、顔写真付と顔写真なしの2種類から選択することができ、顔写真付のものは、公的な身分証明書としても利用できます。このカードは、転入転出手続きの一部簡素化の際に必要なになります。なお、交付地の市区町村以外に住所を変更した場合、カードは無効になります。

住民基本台帳カードの独自利用

住民基本台帳カードは、住基ネットで利用するほか、市区町村が条例で定め「健康保険証」「施設予約」「印鑑登録証」などに独自で利用できるようになっています。杉並区では、このような独自の利用について当面行いません。